

■ 出産後のこと

おめでとうございます。赤ちゃんが生まれたら、**14日以内に出生届**を出しましょう。



● 出生届 《町民課・各支所》

医療機関で出生届（出生証明書）を受け取り、窓口へ提出してください。医療機関以外で出産された方はご相談ください。

【手続きに必要なもの】出生届（出生証明書）、母子健康手帳、印鑑

● 出産育児一時金（国民健康保険加入の方）《町民課》

加入している国民健康保険または健康保険（会社の健康保険加入の場合は、勤務先にお問い合わせください）から、支給されます。ただし、直接支払制度を利用すれば、出産費用から出産育児一時金を超えた金額が医療機関から請求されます。（出産費用が出産育児一時金未済の場合は申請手続きを行ってください。）

【手続きに必要なもの】出産費用の領収（明細）書、国民健康保険証・印鑑、世帯主名義の預金通帳、直接支払いに関する合意文書（病院で発行）

● こどもの健康保険証 《町民課》

国民健康保険に加入している方は、出生届を提出される際に手続きができます。社会保険、共済組合保険などに加入している方は、勤務先で手続きを行ってください。

● 乳幼児医療・子ども医療費 《町民課・各支所》

18歳到達の年度末まで、医療費の助成を受けることができます。

【自己負担額】1医療機関1日500円

（1か月に通院4日、入院14日を超えると自己負担はありません）

【対象】○乳児医療：0歳～就学前6歳児 ○子ども医療：小学1年生～高校3年生
（18歳到達の年度末まで）

【手続きに必要なもの】印鑑、乳幼児などの健康保険証、マイナンバー

● 児童手当 《福祉課》

中学校卒業（15歳到達の年度末）までの児童を養育している方に支給します。出生日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

【支給額】3歳未満：15,000円/月

3歳～中学生：10,000円/月（第3子以降の場合：15,000円/月）

※所得制限以上の方については、一律5,000円/月となります。

【手続きに必要なもの】印鑑、申請者（生計中心者）の健康保険証、預金通帳番号（申請者名義）、マイナンバー（申請者・配偶者）

● ブックスタート 《福祉課》

赤ちゃんが産まれたご家庭に「絵本」をお届けしています。おおよそ生後6か月頃までに、お住まいの地区の民生委員児童委員が事前連絡の上、お届けに伺います。

